

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成17年10月26日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

10月26日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第64号所管分の審査	2
質疑（野口委員）	
議案第73号の審査	3
質疑（三宅委員）	
議案第74号の審査	3
補足説明（消防長）	
質疑（南野委員、三宅委員、野口委員、森西委員）	
議案第70号の審査	8
質疑（野口委員）	
採決	12
閉会の宣告	13

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成17年10月26日(水) 午前10時 開会
午前11時 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	山本善信	副委員長	森西正	委員	南野直司
委員	三好義治	委員	野口博	委員	三宅秀明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝
市長公室長	寺田正一	市長公室次長兼人事課長	中岡健二
総務部長	奥村良夫	財政課長	堤守
消防長	稲田晴彦	消防本部次長兼総務課長	浜崎健児
予防課長	水田謙二		

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 中井真穂

1. 審査案件(審査順)

議案第64号 平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第73号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
議案第74号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
議案第70号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

市長。

○森山市長 おはようございます。本日は、総務常任委員会、大変ご苦労さまでございます。各委員の皆様方にはお忙しい中、ご出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました議案につきましてご審議をいただくわけでございますが、どうぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、私は一たん退席いたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、開会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第64号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑ある方どうぞ挙手をお願いいたします。

野口委員。

○野口委員 今回、中身としては、本委員会では、歳入で繰越金、歳出では財政調整基金積立金ということでありますが、先日、決算の方について説明がありましたけど、いろいろ状況について聞かせていただいたわけですが、基金の問題について、額の確認だけこの際しておきたいと思います。

今年の当初予算の時点では、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金、総合福祉会館再整備基金、4つで残高が12億5,000万円程度だったと思うんですけども。今回、財政調整基金に3,400万円、平成16年度の決算の実質収支の半分ということで今回積み立てしていますけども。この現補正時点でのそれぞれの4つの基金の残高について額をお示しいただければと思います。

○山本善信委員長 堤課長。

○堤財政課長 それでは、基金の残高についてお答えいたします。

第3号補正時点での各主要基金の残高でございますが、まず財政調整基金が3億9,276万1,795円。減債基金が15億9,882万5,923円。公共施設整備基金が14億2,388万9,291円、このうち貸付金が14億2,100万円ございますので、実質的な残高が288万9,291円。それから、総合福祉会館再整備基金が14億4,947万3,874円、貸付金が10億円ございますので、実質現在高は4億4,947万3,874円。合計で48億6,495万883円。うち、貸付金を差し引きいたしますと、実質現在高は24億4,395万883円でございます。これにつきましては、予算に計上しております利子等の積み立てを含めた決算見込み額ということでございます。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時6分 休憩)

(午前10時7分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第73号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ挙手をお願いいたします。

三宅委員。

○三宅委員 それでは、質疑をさせていただきます。

今回のこの議案につきましては、水防法の改正に伴い、本条例が制定されたものとお伺いしておりますが、現在、この水防法に係る水防団員という職務の方は、本摂津市においてどれほど存在し、またその活動実績があり、これが適用される可能性があるのかのお見通しをお願いいたします。

○山本善信委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時8分 休憩)

(午前10時9分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 摂津市で何人おられるかという水防団員数でございますが、現在365名でございます。それと、活動状況につきましては、もちろん台風などありましたら出動されるわけですが、現在のところ、その他では、防災訓練等に参加していただいております。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第74号の審査を行います。

補足説明を求めます。消防長。

○稲田消防長 それでは、議案第74号摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を説明申し上げます。

なお、議案参考資料、条例関係の11ページから21ページにかけ、新旧対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

今回の改正は、近年の住宅火災における死者数が急増していることや、今後の高齢化の進展を受けて、同死者数が増加するおそれがあること等を踏まえ、死者数の低減を図るために、平成15年の消防審議会答申において、従来、個人の自助努力を中心に考えられてきた住宅防火対策について、これを見直し、法制度化の導入を図ることが必要とされたこと等を受け、住宅の関係者に対し、住宅用防災機器等の設置と、その維持を義務づける等の消防法の一部改正に伴い、摂津市火災予防条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

第4条は、ボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料について、石綿を遮熱材料の例示から削ることとしたものであります。

第29条は、山林、原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて、市長が指定した区域内において、喫煙等をしないこととしたものであります。

第29条の2は、住宅用防災機器に関する事項で、住宅の関係者は第29条の3及び第29条の4に定める基準に従って、住宅用防災警報器、または住宅用防

災報知設備を設置し、維持しなければならないとしたものであります。

第29条の3及び第29条の4は、住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する事項で、設置すべき住宅の部分・位置及び感知器の種別に関する基準の細目等を規定したものであります。

第29条の5は、住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項で、スプリンクラー設備、または自動火災報知設備を設置した場合は免除するものであります。

第29条の6は、住宅用防災警報器等の設置及び維持の基準に係る特例を規定したものであります。

第29条の7は、住宅における火災の予防の推進に関する事項で、市及び市民の責務を規定したものであります。

附則といたしまして、この条例は平成18年6月1日から施行するものであります。ただし、第4条及び第29条の規定は、公布の日から施行するものであります。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行に関し、現に存する住宅につきましては、当該住宅用防災警報器等の設置について、平成23年5月31日までの間、これらの規定は適用しないこととするものであります。

以上、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の内容説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 第29条の2の(1)及び(2)に書かれております住宅用防災警報器、また住宅用防災報知設備に関しまして、これはどのような設備でしょうか。わかる範囲で結構なのでお教えいただけますでしょうか。

○山本善信委員長 水田予防課長。

○水田予防課長 ただいまの住宅用防災警報器と住宅用防災報知設備とはどのようなものかというご質問にお答えさせていただきます。

住宅用防災警報器は、火災により発生する煙を感知し、住宅内部におられる者に対し、音または音声などの警報音、あるいはその他の方法により警報を発する機器でありまして、感知器及び警報器が1つの機器の内部に含有されているものが通例でございます。

また、住宅用防災報知設備につきましては、通常、感知器、中継器及び受信機から構成される警報設備でありまして、住宅において火災により生じる煙を自動的に感知し、火災信号を直接、または中継器を介して受信機に送信し、火災発生場所の表示及び警報を行う設備であります。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

三宅委員。

○三宅委員 それでは、質疑させていただきます。

これら条例、一連の改正の中におきまして、第29条の2に規定してあります設置義務者についてであります。これを住宅の関係者、いわゆる所有者、管理者、または占有者と規定されておりますが、この優先順位についての規定がないように思われます。これらはすべてが同時に存在することも考えられるため、設置の指導に当たって、消防のお考えをお伺いさせていただきます。

○山本善信委員長 水田予防課長。

○水田予防課長 条文内にございます関係者ということについてのご質問と思いますのでお答えさせていただきます。

今回の条例の例によりますと、委員が

おっしゃられましたとおり、設置義務者は関係者、すなわち占有者、管理者、所有者というふうにとらえておきまして、具体的にその関係者のだれが設置するのかについては、うたわれておりません。ただ、この条例の目的は、住宅火災における死者の低減を図る、つまり、自分の命は自分で守るということでございますので、受益者負担等を考慮すると、入居者である占有者が自己負担するのが妥当ではないかと思っております。

また、住宅用防災警報器の規格におきましては、容易に取り外すことができるということでございますので、占有者自身が取り付けられた場合、その後、転居されるようなことがございますときには、その住宅の警報器を取り外し、移転先に設置するということができるというふうにとらえておきますので、よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 ご答弁ありがとうございます。この本条例の趣旨に沿った運用をご要望いたしまして、質疑を終わらせていただきます。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

野口委員。

○野口委員 今回の改正につきましては、説明がありましたように、火災による特に高齢者の死亡を少なくしていくというのが最大の目的だと思いますけれども。実施時期について、新しく住宅を建てる場合と、現在ある住宅との実施時期について、新しい建物については来年の6月1日からと。既存の住宅については、平成23年ということで、6年後の6月1日というふうに一応なっているんですけども。

そこでお尋ねしますが、新築の場合、

確認申請によって建物が建設されていくわけですが、その流れといいますか。どこでどう確認するのかということについて、どうされるのか。1つお尋ねしておきたいと思っております。

もう1つは、既存の住宅であります。6年後でありますから、実際建物があるからなかなかその関係で、時期をずらして、義務ですから罰則はついていませんけれども、啓発を図りながら整備をされていくという趣旨だと思いますけれども。早い目に設置した方が、そういう火災発生のときに対応できるわけですから。その既存の住宅に対する早期に設置されるための手だて、それをちょっと考えていることがあれば、ちょっと教えていただきたいと。

もう1点は、いただいたパンフレットを見ますと、住宅火災による死亡者の中で、約6割が65歳以上ということで書かれています。摂津の場合、この間の毎年の火災の中で、65歳以上の死亡者数がわかればちょっとこの際教えていただきたいと。

○山本善信委員長 水田予防課長。

○水田予防課長 今回の条例改正におきまして、建築確認をどのあたりでするかという、まずご質問にお答えさせていただきます。

今回の消防法の改正によりまして、関係法令が整備され、建築基準法の改正もなされております。具体的には、確認申請時に建築主事、または指定確認検査機関が確認する建築基準関係規定、これは建築基準法施行令第9条でございますが、その中に住宅用防災機器の設置及び維持が追加され、申請書類上にて確認できるようになっております。

続きまして、改正条例の周知期間及び周知方法ということのご質問だったと思

いますが、今回の改正案につきましては、新築住宅については平成18年6月1日、既存住宅についてはその5年後である平成23年6月1日としております。

また、周知の方法につきましては、新築住宅については、先ほど申しましたように、確認申請という手続の中に、消防同意と確認の受理通知という制度がございますので、行政庁などはこの確認を行う前に、消防庁、または消防署長の同意を得るか、通知の手続を踏まなければならないとなっております。

また、この行為に伴いまして、建築関連の法令が改正になりましたので、先ほど申しましたように、我々も周知しております。

問題は、既存住宅であろうかと思っておりますが、そこで既存住宅の取りつけにつきましては、特に高齢者などの災害弱者を優先して、自治会及び民生委員、関連機関と協力しながら、広報を進め、取りつけていただくように指導、普及させていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○山本善信委員長 65歳以上の関係の火災事故発生に関する件数は。

水田課長。

○水田予防課長 摂津市におきまして、過去10年間に焼死、すなわち火災にてお亡くなりになられた方が13名おられまして、その13名のうち5名の方については屋外で死亡され、共同住宅等の住宅において8名の方が亡くなっておられます。その8名のうち、65歳以上ということになりますと、この10年間で3名の方が亡くなられております。

ただし、今回の条例改正におきまして、寝室という形で出ておりますので、寝室でお亡くなりになっていると推測できる方は3名となっております。その3名の

中には、65歳未満の方が含まれております。

○山本善信委員長 13名中65歳以上の被害者が3名ということですか。

水田課長。

○水田予防課長 そうです。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 要望にしておきますが、問題はおっしゃっているように、既存住宅でどう早く設置について普及していくかということだと思います。新築はお話があったように、建物を建てる建基法の改正もありますから、当然完了時点ではチェックありますから、自動的に設置されると思いますけども。この既存住宅の普及に対しては、自治会とか民生委員だとか、そういう団体などの話がありましたけれども。いろいろ大変ですけれども、新築の場合で来年6月ですから。新築はこうですと、同じ条件にするために、この既存でも早目に設置お願ひしたいということについて、いろいろ検討もしながら、ただ、広報だとか、自治会の回覧板だとか、いろいろ手はあるかと思うんですけども。もうちょっとこれが実際に普及できるように内部でも検討していただいて、6年後ではなくて、早目に設置できるようにという方向で、それが実現できるように、いろいろ工夫していただきたいということもお願ひしておきます。

○山本善信委員長 ほかにございせんか。

森西委員。

○森西委員 先ほど、野口委員からも既存の住宅に関しては、自治会長、民生委員、その関係の方々からというご質問でご答弁いただいたんですが、そうしますと、今、申し上げた自治会長、民生委員、その関係の方に対して、その方が高齢者の方にまずご説明をされるのか。ただ、

こういうふうな高齢者の方がおられますよというような報告をいただいて、消防の方からその方にご説明をされるのか。もしくは、自治会長、民生委員、その関係の方が説明をされるのであれば、まずその方に対して、この法といいますか、この制度をまず理解していただかなければならないというような問題が発生してくると思うんですけれども。その点はどうかお考えですか。

○山本善信委員長 水田予防課長。

○水田予防課長 我々としましては、この条例が改正になりましたとともに、先ほど申しましたように、自治会、あるいは消防関係でいきましたら、消防団及び婦人防火クラブ等々の関係機関と協力しまして、また高齢者云々もございますので、関係課と協力いたしまして、設置に向けて前向きに広報等、あるいはパンフレット等の配布、あるいは消防訓練等の場を借りまして、積極的に取りつけについての広報を行っていきたいと思っております。

また、高齢者につきましては、福祉の関連法の中に日常生活者の福祉の関係で、弱者に対する補助等の項目もございますので、その点も詰めながら、協力して設置に向けて努力していきたいと思います。

○山本善信委員長 森西委員。

○森西委員 今、お答えで、説明を自治会長、民生委員の方がその対象者の方に説明をされるかどうかというようなお答えがなかったんですけれども。その点はお聞かせいただけますか。

○山本善信委員長 水田予防課長。

○水田予防課長 先ほど申しましたように、自治会と、あるいは福祉の関係の方と協議いたしまして、こちらが出向いていくということに、その関係機関が同意してくださるならば、どしどし表に出て

行って、広報等を実施していきたいとは思っております。

○山本善信委員長 森西委員。

○森西委員 ぜひとも広報等、また自治会長、民生委員に説明をお願いするということであれば、その点はよくご理解をいただいた上に説明をしてもらわないといけないという部分もありますので、その点はぜひとも機会をつくっていただいて進めていただきたいというふうに思っております。

そして、また高齢者の方が対象ということですので、これ受益者負担というような、その個人が費用を出されるというようなことになっていきますけれども。例えば年金生活者の方で、なかなか、そういうふうな部分で費用が出せないというようなお方も出ておいでになられるでしょうけれども。そういうふうな方に対しては、どういうふうな対応策といいますか、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○山本善信委員長 消防長。

○稲田消防長 高齢者のひとり暮らしでありますとか、障害児者等の弱者に対する取り扱いについてというご質問であろうかというふうに思いますが。高齢者のひとり暮らし、また障害者に係ります費用の負担軽減につきましては、身体障害者福祉法、あるいはまた老人福祉法等によります日常生活用具給付等要綱に基づきます給付の適用につきまして、担当福祉部局とも今後十分に協議をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第70号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明は省略し質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

野口委員。

○野口委員 これについてはご説明が一応ありましたけども、下水道料金の未徴収問題の中で、一連の処分の1つとして議案として提案する必要があるということで、市長について30%減給という条例改正案に至ったということでもあります。2つほどお尋ねしたいんですが、1つは処分の根拠の問題です。当然、いろいろ過去から市政をめぐる不祥事と言われる問題が、タケノコ事件だとか、いろんなことが過去ありました。その中でも懲戒免職で辞職なさった方もあるわけですけども。

今回、この下水道料金の未徴収問題ということで、それに対する処分が妥当かどうかというのはなかなか評価は難しいわけで、それに対する妥当かどうかというのはなかなか僕らも言えない部分がありますが、今回の処分について、10人の職員に対して処分がなされた。市長は30%、助役と水道事業管理者はそれぞれ15%減給ということで、あとの7人については文書による訓告や戒告処分だという内容であります。

そういう一連の処分に対する根拠、なかなか答弁難しいかもわかりませんが、そういう処分にした根拠について、一度お聞かせいただきたいというのが第1点です。

もう1つは、こういう問題に関連して、やっぱり大きな重要な問題は再発防止だと思うんです。これから、建設の方でも論議が行われてくるかと思うんですけれ

ども。この議案に対する賛否を含めてどういう評価をするかという関連の問題として、再発防止について、ちゃんとどうされるのかということを確認しなければ、きちっとした賛否についての評価ができないと思いますので、そういう点で再発防止についてどうお考えなのか。一度お聞かせをいただきたいと。

この前の正副議長、それと建設の委員長に説明があり、会派でもその中身の報告をいただいたんです。その大体理解はしているわけですけども。他市でもいろいろ同じことが表面に出る、出ないは別にしてあろうかと思えますけども。しかし市民から見れば、いろんなご意見がこの間、出ています。民と公の関係で厳しいご意見があるわけですから。どこでもあるからということではなくて、二度とこういうことが起こらないというためにどうするかという受けとめが大事だと思うんです。

そういうことからして、わかる範囲で再発防止についてどうお考えなのかということも関連してちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 一応処分をした担当部としてお答えをいたします。

今回の処分に当たりましては、人事課での事情聴取、あるいは私を含めて、当時の担当職員について、この事務的なミスがどのようにして起こったかという原因を含めて、すべての職員に面談をして聞き取りを行いました。

その当時の状況といたしましては、当時、ご承知のとおり下水道普及率70%を目指して、与えられた人員体制の中で極めて短い期間の中で、下水道を普及させてきたという状況がございます。今回の未徴収につきましては、公共下水道利

用世帯二万数千件現在ございますが、そのうちの174件ということで、パーセントにいたしまして1%にも満たないという数値でございますが、使用料のように極めて公平な負担を求めるものについて、このような単に数値が1%に満たないということで、決してこれが許容誤差とか許容範囲であるという問題ではございません。100%完璧でなければならぬというふうに我々は認識をいたしまして、そのような観点から、それぞれその原因について究明をいたしました。

過日の本会議で市長が答弁しましたように、公共下水道事業は基本的に使用料で賄うものであるという自覚があれば、このようなミスも防げたのではないかというふうに思っております。

ミスにつきまして、5つ原因を分けられるというふうに我々は考えております。

1点目は、この入力漏れによるミスということで、既にこれについては書類が整っておりますが、それぞれ担当で電算に使用料の入力をするときのミスということがございます。これらについて、やはり原因は書類の保管状況、これについてはそれぞれ最終的に下水道業務課が書類をもって、それで入力をするんですが、その書類が工事関係者、下水道業務課の内部のだれでもがその書類を持ち出せる状況であったと。その書類がきちっともとの場所に返されたかどうかというようなことがあり、そのときに入力のミスが生じたのではないかというようなことが1点あります。

それと、次に申請書類の錯誤、これは公共下水道事業が供用開始されて、それに伴って排水設備工事の申請をされる時、あるいは完了届、あるいは使用開始届のときの書類の誤りというのもございます。この誤りはどういう誤りかとい

ますと、水道の水栓、水道メーターですね、これの番号を誤って記載をされ、そのままの番号を使用料の入力担当は電算に入力してしまったということの誤り。

3点目は、1世帯に水道のメーターは1つというのは、大体そうなんです、家庭によってはこの水道のメーターを2つ以上お持ちのところもございます。その水道を使って公共下水道をつながれますと、水道のメーター、水栓が2つ以上になる。そのときの水道のメーターの番号、これも申請書なりに書かれた番号が2つある。もう1つの方の水栓であるのに、従来の方の水栓を書かれた。そのまま入力されてしまったというような誤り。これが3つ目の誤りでございます。

4つ目の誤りは、工事の完了届、あるいは使用開始届の未提出でございます。これも非常に多い件数でございます。これは、排水設備の工事の申請をされて、それで工事業者の方が工事をされて、それが終われば工事の完了届を出していただいて、下水道の担当者が現場に赴きまして、検査をして検査証を張って、そして使用開始届を出していただいて、そして使用料の入力をするということに事務の流れはなっておるんですが、この工事の完了届、あるいは使用開始届が未提出で放置されていたということで、入力をされず、しかし実態上は既に完了し、公共下水道を使用されていたということであります。これは下水道の条例で、当然、完了届、あるいは使用開始届を出すように条例では規定をされておりまして、怠った場合は過料の措置等も書かれておるわけでございますが、そういう届けはなされなかったということがございます。

もう1点は、市の公共施設の公共下水道の使用料でございます。これについては、それぞれ担当の方で公共施設を持っ

ておりまして、その施設で下水道を使用開始したときに、これは公共下水道の担当の方へ連絡をしなきゃならないんですが、それらについて連絡がされなかったという、この5つの原因で今回の事務ミスが起こったと。

それぞれのミスについて、やはり単にミスが起こったということではなしに、解決方法とか、あるいはいろんな処置等が考えられるんですが、それらについて全体的に申し上げますと、このミスの原因を未然に防止する方法もあったのではないかと。ただ、人員体制もあり、複数の者による二重三重のチェックが非常に難しいときで、日々の業務に追われていたということが担当の方の聴取でわかりましたけれども。さすれば、与えられた人員体制の中でミスを少なくするには、その時々事務改善、ミスが行われないように改善を行うべきところなんですけど、聞きますと前任者のやっていた方法、そのまま踏襲をしてやっていたということで、なかなか部・課全体で事務改善のことについて、話はされておったんですが十分ではなかった。そのようなことから、我々今回の処分にした理由でございますけれども、この下水道業務課全体の事務の流れ、あるいはミス防止の事務改善等が不十分であったということで、ですから職員個々がこういうミスをしたから、この額が出たとかいうような問題ではございません。全体的にやはり下水道全体の事務の流れ、あるいはミス防止策が不十分であったということから、処分を行いました。

そして、特別職につきましては、過日の本会議でもご答弁申し上げましたとおり、行政組織の責任者としてみずから処分を科したということでございます。

次に、再発防止でございますが、これ

につきましては、既に原因がわかっておりますので、それらの原因に基づきまして、再びこのようなことが起こらないように事務の流れ、あるいは書類の整備等を考え、あるいは常に横の連絡を密にするということを重ねることが事務の改善につながるというふうに考えております。

○山本善信委員長 今のご答弁の中で、処分の妥当性ということについての、ちょっと見解が不十分だったと思いますので。

中岡公室次長。

○中岡市長公室次長 処分の根拠なり妥当性についてご答弁させていただきます。

まず、根拠につきましては、一般職員7名のうち2名については訓告処分ということで、これは地公法上の処分ではないということで嚴重注意を文書でしたということで、それはそういう部分についての法的根拠はございません。それから、残りの5名、戒告という処分をした部分でございますけれども。この部分につきましては、地方公務員法第29条で懲戒という条文がございます。それにつきましては、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、あるいは職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合等の理由によりまして、こういう理由に該当する場合には、懲戒処分として戒告、減給、停職または免職の処分を科することができるというふうなうたわっております。

それでは、その量定をどういうふうにして決めるかということなんでございませぬけれども、この部分につきましては、国の方から懲戒処分の指針というのが出ておりまして、その中でいろいろうたわれているんですけれども、具体的な量定の決定に当たってはということで、違非行為の動機、対応及び結果はどのようなものであったか。あるいは故意、または

過失の度合いはどの程度のものであったか。過去に違非行為を行っているかどうかとか。5点ほどあるんですけども、こういうふうな中身について審査した上で、量定を決定しなさいということになっております。

それとあとは、この指針に沿った部分と、それからその職員自体、今までの勤務態度とかいろいろ関係してまいるんですけども、それらのことすべてを含めた中で、今回の処分を決定したということでございます。

それから、特別職につきましては、今回みずから処分を科したわけでございますけれども、例えば特別職本人に違法行為があったとか、そういうふうなことがあった場合には、地方自治法の施行規定の第39条で準用する第34条の規定によって懲戒処分を行うことができるということになっておりますので、今回につきましては、特別職本人に違法行為があったということではないということで、市長はじめ、みずから処分を科したということでございます。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 その処分の結論を出すに至った経過は、ご説明でわかるんですけども、最初に申し上げたように、その処分の内容が妥当かどうかというのは僕らもなかなか判断が実際つきません。しかし、るる答弁の中で、二度とこういうことは起こさないという決意も見せられていますので、その点を受けとめておきたいと思うのです。

それで、何人か、これが新聞に報道されたときに、ご意見が話が来ているわけです。昨今、いろいろ税金も高いと。そういう中で私どもは税金を払って仕事を職員にしてもらっていると。本来ちゃんとしておれば、来る税金が来ないという

ことになるんだから、頭に来ますと。率直にそういうご意見が2、3人来ました。いろいろ生活も大変な中で頑張っている方ばかりでありますけども。そういう受けとめ方が市民の多くの受けとめだということを受けとめていただいて、今後ないように努力していただきたいと。

ただ、完全になくならないということはありませんけども。公室長、答弁されたように、いくつかのケースがありました。それでこの公共施設の分がなかなか僕も理解できないんです。仕事がたくさんあって、書類がどこかに行って、システム上、その部分の仕事の書類はここにありますよと。どこかに移動したらまた元に戻しますよという事務の改善問題なんかもあろうかと思えますけども。公共施設の分、公民館や学校プールなど、平成12年、平成11年、それから平成8年、合計で未徴収額で4件、約776万円と書いてありますけども。この辺がほかの書類と同じ扱いで、煩雑であって、その書類がなくなったとか、どこに行ったとか、そういう理由でこうなったのか。別の理由なのか。ちょっと理解できませんので。もし説明できれば説明してほしいと思います。

それと、平成16年度の分でこの届け出がされていない分と複数以上の開栓のところだけ未徴収がありますけども。この下水道料金の未徴収分について、平成15年度までは入力漏れはあったけども、昨年度ないわけですね。だから一定、昨年度から単純なミスはなくすという、こういう取り組みはあったかと思うんですけども。昨年度のそういう状況などもちょっとこの際、どういう状況で行われていたのかと。ちょっと委員会別ですけど、わかる範囲で結構ですから。ちょっと教えていただきたいと。

○山本善信委員長 寺田市長公室長。
○寺田市長公室長 公共施設の徴収賦課漏れの件でございますが、これもいろいろケースがございます、例えばこれは主管課と下水道との見解の相違みたいのところもございまして、特に一例を申し上げますと、学校のプールの水を流す場合、これは公共下水道に流して処理する問題かどうか。そのまま水路へ流せる水ではないかとか、そのような個々にいろいろ問題がそれぞれ見解等があるんですが、基本的にはこの公共施設を持っている担当課と下水道課との間の調整とか、あるいは連絡とか、あるいは相談とか、そういうようなことの基本的な事務の流れが確立されていなかった。こういうマニュアルというんですか、連絡はして協議はしているんですが、こういう場合はこうであるとかというようにその事務の流れがきちっと確立されておらないので、それぞれ担当が変われば変わったときの話し合いということで、その公共施設の使用開始に伴う賦課漏れが生じたのではないかというふうに思っております。

それと、平成15年までのミスということであるんですが、平成16年も実はこれは単純な入力ミスじゃなしに、完了届、使用開始届がまだ出されていないというケースもございました。この件数は我々定かな件数はわかりませんが、そういうケースもあるということで、これは既に全体の中で、174件の中で含まれている件数でございます。

○山本善信委員長 野口委員、ちょっと議案の直接質疑の内容から外れている傾向がありますので、その点を注意して再質問してください。

野口委員。

○野口委員 今、公室長が公共施設のプールの関係、ちょっとそういう担当課等の

関係の話がありましたけども。市民から見れば、依然、生垣条例で、生垣をつくりなさいということで補助もしますと、緑も植えますと。そこには季節に応じて、朝、水をまきますわね。水をまいたら水量が多くなりますから、それで下水量がふえるということで、少なくともケース・バイ・ケースで妥当な下水道料金に改善すべきだという市民の方々のご意見もあるわけです。どちらも污水管なり、合流管であれば雨水管、一緒に流れていくわけですから。だから、そういう初歩的なところで別にもめるということはおかしいわけで、だからそういう点をきちっとおっしゃったようにマニュアルをつくられて、対処していくと。市民が見ても、初歩的な問題についてはきちっと精査するというのをさせていただきたいということで終わります。

○山本善信委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時58分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第64号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 山 本 善 信

総務常任委員 森 西 正